
平成21年 第1回(定例)由布市議会会議録(第8日)

平成21年3月18日(水曜日)

議事日程(第8号)

平成21年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第1号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第3 議案第3号 由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 由布市営国民宿舎条例の廃止について
- 日程第6 議案第6号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 由布市財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 由布市市民運動場条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 由布市B&G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第21 議案第21号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

- 日程第22 議案第31号 平成21年度由布市一般会計予算について
- 日程第23 議案第32号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第33号 平成21年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第25 議案第34号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第35号 平成21年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第36号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第37号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第38号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第39号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第40号 平成21年度由布市水道事業会計予算について

追加日程

- 日程第1 議案第47号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第48号 損害賠償の額の決定について
- 日程第3 議案第49号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第4 発議第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第6 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 報告第1号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第3 議案第3号 由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 由布市営国民宿舎条例の廃止について
- 日程第6 議案第6号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 由布市財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 由布市市民運動場条例の一部改正について

- 日程第12 議案第12号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 由布市B & G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第21 議案第21号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第22 議案第31号 平成21年度由布市一般会計予算について
- 日程第23 議案第32号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第33号 平成21年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第25 議案第34号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第35号 平成21年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第36号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第37号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第38号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第39号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第40号 平成21年度由布市水道事業会計予算について

追加日程

- 日程第1 議案第47号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第48号 損害賠償の額の決定について
- 日程第3 議案第49号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第4 発議第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第6 議員派遣の件について

出席議員（24名）

1番	小林華弥子君	2番	高橋 義孝君
4番	新井 一徳君	5番	佐藤 郁夫君
6番	佐藤 友信君	7番	溝口 泰章君
8番	西郡 均君	9番	渕野けさ子君
10番	太田 正美君	11番	二宮 英俊君
12番	藤柴 厚才君	14番	江藤 明彦君
15番	佐藤 人巳君	16番	田中真理子君
17番	利光 直人君	18番	久保 博義君
19番	小野二三人君	20番	吉村 幸治君
21番	工藤 安雄君	22番	生野 征平君
23番	山村 博司君	24番	後藤 憲次君
25番	丹生 文雄君	26番	三重野精二君

欠席議員（1名）

13番 佐藤 正君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	野上 安一君	書記	衛藤 哲雄君
書記	馬見塚量治君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	教育長	清永 直孝君
総務部長	大久保眞一君	総務課長	工藤 浩二君
財政課長	長谷川澄男君	総合政策課長	島津 義信君
収納課長	佐藤 利幸君	監査・選管事務局長	佐藤 忠由君
会計管理者	米野 啓治君	産業建設部長	荻 孝良君
建設課長	佐藤 省一君	水道課長	目野 直文君
農業委員会事務局長	甲斐 裕一君	健康福祉事務所長	立川 照夫君
子育て支援課長	宮崎 直美君	健康増進課長	秋吉 敏雄君
保険課長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	吉野 宗男君

挾間振興局長 …………… 後藤 巧君 庄内振興局長 …………… 川野 雄二君
教育次長 …………… 高田 英二君 消防長職務代理者 …………… 浦田 政秀君
代表監査委員 …………… 佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 開会前に、市長より報告事項がございますので、許可します。

市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

昨日は大変な火災事故が発生しまして、議員皆さん方には現地までおいでをいただいて、そして、御視察をいただきましたこと、大変ありがたく思っております。大変ありがとうございました。

大変痛ましい事故で、議員の皆さん方にも大変お心を傷めておられると思います。私からも、御家族の皆様方に哀悼の意をあらわすために、ここで皆様と一緒に黙祷を捧げたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。よろしく願いします。それじゃ、黙祷をお願いします。

[黙祷]

○市長（首藤 奉文君） ありがとうございます。

昨日は、久しぶりに好天が続きまして、当時は風もあまりなかったことから、塚原、温湯とも、待ちかねたように野焼きをしたところでございます。

事故は、午後の野焼きを開始した直後の1時30分ごろに発生したようでございます。消防団の話聞きますと、ジェットシューターの水が少なくなり、水を補給するために消防車のある方向に向っているときに、けが人出たとの報告で救急車を手配をしたところでありますが、さらに、死傷者がいるようだということで、2時20分ごろにも、市、私どものところに報告が入りました。

3時に湯布院庁舎に対策本部を設置をいたしまして、現地へ駆けつけたところでございますが、現地も混乱をしております、警察の調べもあっておりますので、まだ遺体もそのままの状態です。

その後、4人の死亡が確認をされまして、負傷者も2名病院に搬送されたとのことであります。

乾燥注意報があったとは言え、風邪も穏やかで、まさか、このような事態になるとは予想もしていなかったと思います。事故の原因が何であったのか、これから明らかになっていきますが、野焼きは大規模火災の予防、害虫駆除、植物の再生等重要な役割を持っておりますが、高齢化や

人口の減少で、地区が野焼きを行うことの困難さも出てきております。今後、野焼きをどのように維持していくのか、火入れ許可を出すにあたっての条件と行政側の検証も行ってまいります。

本日、現地で現場検証も行われておりますが、御家族の皆様方、そしてまた、地域の方々のお気持ちを考えますと、私自身も大変胸が張り裂ける思いがしております。

今後につきましては、市を挙げて対応していく決意でございます。

以上、報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 皆さんおはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の御審議、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお祈りを申し上げます。

さて、昨日の湯布院塚原地区の野焼きにより4名の方がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げる次第であります。ここで本議会開会に先立ち、犠牲になられました方の御冥福をお祈りいたします。

私より、一言ごあいさつを申し上げます。

湯布院地域の野焼きは、牛馬の飼料用の野草の確保や、その野草を病虫害駆除から守るために実施されていたものが、近年では畜産農家の減少により、飼料の確保から災害防止や草原景観の保全のために、地元の管理組合などにより、この時期に毎年実施されています。このたびの塚原地域の野焼きも、今年の天候不順により、再三にわたる延期の中から、野焼き当日の前後の天候を見据えて、昨日の実施となったとのことをお聞きいたしました。湯布院地域で、この野焼きが始められて以来、恐らく初めての大惨事と思います。お亡くなりになりました4名の方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、懸命に治療を続けられているお2人の方々の、1日も早い回復を念じたいと思います。

なお、昨日は所用がありました議員を除き、ほぼ全員に近い議員が湯布院庁舎に設置の対策本部、そして、実際に現地に駆けつけ、その実情をつぶさに調査し、地元の関係者をお励みをいただいたことに感謝を申し上げます。

今後、日程が確定次第、議会としての対応を皆さんと協議したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の本会議のただいまの出席議員数は24人です。佐藤正議員より、欠席届が出ております。執行部の、昨日、火災対応に伴い、副市長と湯布院振興局長の欠席がございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第8号により行います。

ここで、議案第39号について執行部より訂正の申し出がありますので、説明を求めます。

マスコミの方は、済みませんが、傍聴席にちょっと場所を変えてほしいと思います。

健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長です。議案第39号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算書の差しかえをお願いをいたします。

正誤表について御説明いたします。

配付につきましては、39号の予算書と、それに基づきます正誤表を配付してございます。

正誤表について御説明を申し上げます。

財源内訳の特定財源のうち、その他の財源27万円を減額し、一般財源を27万円増額することの訂正であり、また、議案書の文言を一部削除しております。

今後このことのないよう気をつけますので、よろしく差しかえ方をお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 健康増進課長、今の答えてください。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） それでは、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願4件及び前期定例会にて継続審査の請願3件、陳情1件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。

まず、昨日、湯布院町塚原地区恒例の野焼きで亡くなられた4名の方々の安らかなお眠りをお祈り申し上げます。御遺族皆様のお嘆きもいかばかりとごあいさつ申し上げます。謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、けがの治療で入院されています2名の方々の1日も早い回復をお祈り申し上げます。

それでは、請願いきます。

さきの12月議会で本委員会に付託され、継続審査の請願受理番号18、日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書の提出を求める請願について。

本委員会は、平成21年3月13日に、庄内庁舎3階会議室において、総務委員全員の出席のもと、慎重に審議をいたしました。

この請願は、著しく重要と考えられる事件以外は、日本政府が一時裁判権を放棄とした日米密約文書がアメリカの国立図書館で見つかったことから、この密約の公表と破棄を求める意見書の提出を求める請願であります。

継続して審査をいたしましたが、請願にあります密約文書について日本政府は否定している状況であることから、意見書の提出はしないことに決定いたしました。

審議の結果、全会一致で不採択とすることに決定いたしました。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。

報告の前に、先日の塚原の野焼きで亡くなりました4名の方の御冥福並びにお2人のけがが1日も早く御回復なさりますように、お祈り申し上げる次第でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました陳情1件を、審査の結果、以下のとおり決定しましたので、会議規則第136条第1項の規定により報告いたします。

審査の日時、場所、出席等は配付の資料のとおりでございます。

本陳情は継続審査となっております。受理番号が5、受理年月日20年11月26日、件名は、インフルエンザ菌B型ワクチン（H i b ワクチン）の無料化に関する陳情でございます。

委員会の意見を述べます。

細菌感染による髄膜炎のヘモフィルスインフルエンザ菌B型感染症は、日本では5歳未満の罹患率が10万人当たり8人から9人で、年間600人の乳幼児が罹患します。うち25名が死亡、125名が寝たきりや発達障がい、難聴などの後遺症を残す感染症です。H i b ワクチンの摂取によって、米国ではH i b 髄膜炎の発症は99%減少しています。

しかし、このワクチンは、日本では昨年12月に発売されたばかりで、6万人の流通しかなく、その増加見込みはないとのこと。発売前の段階では、厚労省の予防接種に関する検討会の中間報告で、我が国の学会、小児科医の間で、H i b ワクチンへの期待が高まっている一方で、海外で使用されているワクチンの中には副作用の多いものもあるとの報告もあり、厳重な市販後調査を実施して、安全性に配慮した上で、予防接種体制を整える努力が必要であり、今後、この疾患の重篤性、発生頻度を十分に勘案した上で、さらに、安全性、費用対効果等の治験を収集する必要があると発表されています。

委員会の審査の過程で、由布市としては医療機関と協議を進め、早期に情報の収集を行い、県下自治体との連携のもとでワクチン接種の必要性を判断し、その結果として無料化あるいは助成の制度、制度化に臨むべきとの意見の集約を見ました。

よって、現段階では、本陳情は趣旨採択と決したところでございます。

以上で、審査の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） けさほど、市長と議長から湯布院の件について説明がございました。きのう、どうしても所用で出席ができませんでしたが、4名の方々の御冥福と2名の方の早期御回復をお祈りを申し上げたいと思います。

それでは、建設水道常任委員会から請願3件、継続2件の御報告を申し上げたいと思います。

まず、受理番号1、件名、庄内中学校通学道路の新設に係る請願書。

意見を申し上げます。

請願の趣旨については十分理解されますが、新設にあたりまして、地権者も多く、道路の位置、予算の方法、通学路としての位置づけ等を勘案し、また、文教厚生常任委員会との関連もありまして、十分な協議が必要であるということから、時期的にも間に合いませんので、今回継続審議という形にさせていただきました。

続きまして、受理番号2、件名、市道の認定についての請願でございます。

意見といたしまして、この里道につきましては、一部に幅員が2メートル前後と狭いところもありまして、勾配的にも要件を満たさない区間があります。また、神社の境内地で、由布市の指定天然記念物の大木もあります。改修がなかなか困難であると、請願趣旨も、今後市道にして道路の維持管理を求めています。

しかし、維持管理のみでの市道への編入となりますと、市内には同様の道路が数多くあります。こういうことから、当委員会としては十分な審議をいたしましたけども、これが既設の事実となるために、今後のことも考える中で、不採択という形にさせていただきました。

続きまして、受理番号3、件名、湯布院中学校近接農道の市道認定に関する請願ですが、意見といたしまして、この道路は幅員が4メートル以上で、中学校や総合グラウンドもあります。利用度も高く、幅広く利用されている道路でして、利用者の安全、安心を確保するためにも、市道にすべきではないかと考えまして、採択といたしました。

継続審議分でございますが、受理番号11、件名、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願でございます。

意見といたしまして、この案件は、平成20年第4回定例会において、すぐ北側に並行して市道があることから、地元と協議するよう意見を付して継続審議といたしておりました。その結果、長野自治委員のほか、自治の古長さんですが、その外6名の方から、農道の市道編入の継続審査にかかわる再審査のお願いという形で再度説明があり、連名で署名、捺印が届けられまして、回答書が出されました。

その中で、強い市道認定の要望が出されまして、再度慎重に審査をいたしました。

その中で、現市道は、長野地区の多目的集会道路として機能を果たしております。今回の請願の農道につきましては、現在、地区住民の日常生活道路として、頻繁に使用利用度が高いということで、機能を十分に果たしていると考え、審査の結果、必要性を認めて、採択といたしました。

次に、もう1件ですが、受理番号13、湯布院の分ですけども、生活道路の市道認定に関する請願でございます。

この意見書といたしまして、この案件は、平成20年度第4回定例会において、転回広場の用地を神社庁から市に帰属することの意見を付して、継続審議といたしておりましたが、その後、自治区として協議いただいた結果、改修が困難なことや神社庁用地の帰属が困難との報告がありましたので、当委員会といたしまして、慎重に審査いたしました。結果、不採択ということにいたしました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 皆さん、おはようございます。

きのう、塚原地区の野焼きで焼死されました4名の方々に対しまして、衷心より謹んでお悔やみを申し上げますとともに、重症されました2名の方に、早期の回復をお祈りし、お見舞いを申し上げますと思います。

それでは、観光経済常任委員会の請願について報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願、陳情の審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第136条第1項の規定により報告を申し上げます。

日時は平成21年3月16日、場所は挟間庁舎4階第1委員会室、出席者は私以下、工藤安雄議員、後藤憲次議員、吉村幸治議員、藤柴厚才議員、太田正美議員の6名です。

審査結果、請願受理番号4、受理年月日、平成21年2月26日、件名、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願でございます。

委員会の意見として、協同労働の協同組合は、地域の市民自身による地域振興、就労創出を推進するためには、その発展が期待されるものであるが、社会的な理解を得ることは不十分な状況となっております。そのため、根拠となる法律を速やかに制定することが必要と考えます。

当委員会としては、慎重に審査した結果、本請願は採択といたします。審査の結果は採択です。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号1については継続審査です。

次に、請願受理番号2、市道認定についての請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 委員長にお聞きします。

不採択の理由として、維持管理のみで、市道への編入は無理だという理由をつけていらっしゃる

いますけれども、請願の中身が、中身、本体のほうでは、公共施設が、公民館、天満宮、消防の詰め所等の立地、また、天然記念物があるということで、極めて重要な道路だから、この道路の有効利用のため地区民が補修等を行い、維持に努めてきた。

しかし、財政事情から——これは地区の財政事情でございます。この補修等を維持するために、地区の財政を使って、維持管理をしてきたけれども、限界が来たんだということで、市道認定をしていただいて、この公共施設を含む市道の認定が必要であるということで、お願いを出したというふうに私も聞き及んでおるんですけれども、そのあたりの判断基準を1点まずお伺いしまして、これは過去にさかのぼりますが、生活道路ということで、合併直前の挾間町では、50数余の路線が急きょ認定されているという事実もございます。これをどのように整合性を持たせて、この結論に至ったのか、その背景を、理由を伺いたいと思います。

以上、この2点、お聞かせください。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えいたします。

先ほども指摘にちょっと申したように、非常に審議の中で混迷をきたしたんですけれども、御承知のとおり700近く市道がありますけれども、これを維持管理を主に上げ出すと、今後、ほかの市議さんも地元の方も、こういうことが多くなるんやなかろうかと、どこも維持の費用が大変苦しいと思います。

また、それから、里道による生活道路は、通常は地元で行っているのが通常でございます、そういうことを勘案しながら、天然記念物等のことはわかりますけれども、幅員の問題とかがありまして、今回、そういう形にさせていただきました。

2点目の旧町時代のことについては、当時、私は議員ではありませんでしたし、よくわかりませんが、また、その問題については、当委員会では全然出ておりませんでした。

以上です。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ちょっと私の伺っていることとずれございますけれども、公共の施設をつなぐような形の公民館、消防詰め所、これは新しくできたんですけれども。そういう施設をつなぐための道路でもあるということで、地元が生活のためのみではなく、消防の詰め所から出て、上のほうに上るといふような、公共のための利用が十分に想定されているゆえの請願であると理解したんですけれども、この公共性は全然加味されていないのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 距離的にも短いし、上に行けばすぐ町道があるし、下も広い道路がありますし、その辺の支障はあまりないんじゃないかなということ、こういう形

にさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 今の点で、これは迂回路を使って上に上れという意味かもしれないんですけども、この消防の詰め所は、地域の消防ではなくて、集落がつくる県の指導にもよる地元の、いわゆるNPO形式の消防団でございますので、新たな形の地域の活動が大いに期待される部分でもございます。

この点の議論をなさっていないということですので、今後、新たにできた並柳自治区の地域消防団ではない消防のありようも含めて御検討を願いたいと思いますので、御一考を、今後、そのことについてもお考えをいただきたいと思います。

また、新たな動きをするものと思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） おはようございます。ただいま議題になりました、受理番号2番です。

まず1つは、権限委譲により里道が法定外公共物として、由布市の財産というふうになっています。これ、財産管理の意味からも、再三私も意見を出させていただいてますけども、市道、公道ではないけども、里道も財産管理として市には管理の義務が生じているんです。その辺のところで、本請願の趣旨を見ますと、拡幅をしてほしいとか、きれいにしてほしいというのではなくて、維持管理がもう困難になってきているんだというのが請願の趣旨であると思うんです。生活用道路としては、すごく使っているんだと思うんです。

そうすると、下の受理番号11番、生活用道路としての頻度が高くっていう、採択の利用にしているんですけども、ここと、この整合性がまず請願取れてないなというふうにちょっと今思ったんです。その里道としての維持管理ということに関して、委員会の中では今後どのようにしていくんだという御検討をされたのか、まず1点、そこをお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それについては、里道については、別に審議はしておりません。

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） そうなりますと、もう自治区としてもお金がなくなる、道は荒れていくと、その中で、やはりけがをされたりとか、万が一転んで命を落とされとかいう、そういった危険性も今後はらんでくるんじゃないかというふうな危惧が起こるんです。そうなった場合には、やはり、例えば里道を管理するときに原材料を支給しようではないかとか、やはり市民の目線に立った委員会審議というのが求められると思うんですけど、いろんな選択肢があろうか

と思うんですが、その辺も全く御議論なさらなかったのかどうか、ちょっとお聞かせをください。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それは、21年度予算の中でも、毎年ですけど、原材料支給は予算を組んでますので、その辺については、自治区の方が出られて、生コンとか、あと材料もらってする分は結構だと思います。

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 委員長、里道に関しては、多分原材料費支給してないと思うんですけど。（発言する者あり）してないです。（「しちよらんの」と呼ぶ者あり）市道に関しては、原材料支給という規定がありますので、原材料をコンクリートをわたしたりとかしてんですけど、里道に関しては一切公費は投入しないんだ、そこがお互いのもうなりわいの道だから、お互いが金を出し合ってやってくださいって。（「地元で」と呼ぶ者あり）けども、やはり、こういうやっぱ状況が、先ほど権限委譲により里道も法定外公共物として、財産、市の財産になったんです。だから、売り払いでできるんです。だから、売り払いするときだけ市が儲けて、でも、本当にそれが公衆用道路として皆さんが使ってる道路であれば、やはりどこかで里道の基準を設けて、ランクを設けて、ここはやはり生活道路としても必要だから、やはり原材料支給ができるんじゃないかっていう、そういう議論がやはり（「そうですね」と呼ぶ者あり）必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） そのとおりだと思います。

担当課と委員会でもた協議して、また御返答を申し上げたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 7番です。今の関連の上からも、この不採択はもう一度継続という形で、本来の管理のあり方を検討をしていただいて、法定外の公共物に対する市の財産という認識を確固たるものにした上で、生活道路、指定管理が区の自治区の財産を圧迫するということでのお願いになっております。

したがって、これは一気の不採択ではなく、次の11番の継続審査においても、日常生活道路としての利用度の認識を評価なさって採択としているという、この不合理について不採択の理由が納得いかないということで、私は少なくとも継続にもう一度するべきだという考えを持って、反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。（「反対じゃない」と呼ぶ者あり）

○議員（7番 溝口 泰章君） 不採択に反対。済みません。（「いや、そげん言うたわ」「言うた、言うた」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、請願受理番号2を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。請願受理番号2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。（発言する者あり）（「いいんじゃ、いいんじゃ、これで」と呼ぶ者あり）

〔議員23名中起立0名〕

○議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、請願受理番号2については不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号3、湯布院中学校近接農道の市道認定に関する請願のお願いを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 審議の過程をちょっと聞きたいんですけど、前回、やっぱり執行部で電源立地のことでちょっと、これが農道だったということで、そのときに、既にこれが市道ではないかという認識を、ある部分の執行部では持って、そういう取り組みをされた経過があると思います。

こういうことを一々請願で上げてくるのではなくて、ある程度、そういう、もう4メートルも道路敷きがあつて、なおかつ、中学校の通学路として実際の利用されてる中で、こういう道路を請願に上げるのではなくて、執行部みずから格上げをするというような動きを何でしなかったのかということ、委員会では話さなかったんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 太田議員にお答えします。

委員会では、そういう話は出ませんでした。現調する中で、私個人的ですけど、こういう道路は旧町時代から、既にもう市道であつて好ましかつたんじゃないかと私はそう思いました。現地を見た限り、以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに。10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 今後も、委員会として、こういう案件が出てくるかもしれないと思うんですけど、もう執行部にもうお願いしてほしいんですけど、やはり、そういう利用度は高く、なおかつ、市道に格上げすべきような案件があるかと思うんですけど、それを一々請願でないと扱わないというんじゃないかと、もう執行部みずから、そういう道路に関しては速やかに市道に格上げするというような取り組みを、委員会でも話し合つてほしいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号3を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号3については委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号4、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員会で議論したと思いますけども、いわゆる一般的な協同組合です、農業協同組合や生活協同組合。労働者の方々も、労働者の中で協同組合として銀行、購買、医療機関等いろいろ持っていますよね、それと、この協同組合法というのがどういうふうが違うのか、わかる範囲で、自分たちで議論した範囲で結構ですから、私に十分わかるように御説明をいただきたいんですけど、お願いします。

○議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） お答えを申し上げます。

この請願については、医療介護、医療介護で働く方、特に、医療福祉です。少人数で働く方は組合に、組合といいますか、そういう組織に、今、西郡議員が言われたように、協同組合とか銀行とか、そういうような一般的な組織に加入しておりません。そういうことで、やはり法的根拠がないために、社会的に理解が十分に得られておりません。そういうことで、医療介護とか医療福祉等に働く方が、少人数でも、そういう組織をつくって、働く人に働く意欲を増すということと、団体としての入札とか、契約とか、そういうことについても団体並みの保障を得ると、それから、社会保障的な負担も個人的にあるわけでありますので、そういう組織をつくれば、そういうことも一つの小さな団体として認められると、社会的に認められると、働く意欲がわくというようなことになっております。

それで、この内容については、2つの団体から来ておりますケアサポートゆりかごというところと、これは、大分市の神崎です。坂ノ市です。それから、1点は、サービスの関係で、日田の

ほうの日田の福祉関係で、にじの家というので、これは医療介護の面でということで、2つの団体から、そういう請願をしてほしいということで来ております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡 均君。

○議員（8番 西郡 均君） 現行の生活協同組合や、そういう農業協同組合は構成員の制限がかなり高いちゆうことですか、ハードルが。だから、少人数の協同組合法を、少人数全部つくれる協同組合法をつくってくれということで理解していいんですか。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） はい、そういうことです。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号4については委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号11、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願（長畑～小長間約500メートル）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号11を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号11については、委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号13、生活道路の市道認定に関する請願を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） お伺いします。神社庁用地の帰属が困難ということが大きな原因になっていると思うんですけども、この神社庁から市に帰属するということが可能になった時点で、もう一度、これが請願として提出されるようなことになるとと思いますが、この場合には、理由が今のところ神社庁用地の帰属一本でございますので、当然、これで市道だなというふうに考えるんだと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 結果的にはそうなるかと思いますが、いろんな、ここだけじゃなくて、私の友達、元町長の佐藤成己氏あたりもおられますけど、神社庁を聞いてみると、そういうことは一切、国としてしないそうでございます。そうお聞きしております。（「いや、そういうことはない。納付金を納めりゃいい」と呼ぶ者あり）そうか。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号13を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

請願受理番号13を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立0名〕

○議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、請願受理番号13については不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号18、日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書の提出を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員会の人はどういうことを見ているんだろうかと思うんですけども、国立国会図書館でこの文書が公表されたときに、慌てて政府がこれを隠しました。その経過も多分知られているというふうだと思うんですけども、政府がそういう文書を隠すこと自体が異常だというふうだと思うんですけども、委員会ではその辺をどういうふうに議論したのか、政府はそういう文書がないと言うからないと言うんか、そこ辺をもっとはっきり言ってくれんですか。皆さんは、国の言うとおりにしているわけですか、それとも一般的な常識というのをわきまえて

ないんですか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 今、西郡さんが言われたとおり、委員会としては日本政府がないと言っているの、ないものは出せんということで、そういった形で意見書は提出できないということで決まりました。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これは不採択ですので、原案に賛成の立場から討論いたします。

もともとこういうふうに使われていたことを、長い間政府はないない言い続けたものをアメリカの公文書館が——先ほど図書館と言いましたけど、公文書館ですね。公文書館からこれが公にされて、たまたま国立国会図書館でそれ閲覧させてたんですね。それをかなりの方が閲覧し、コピーもし、もう散らばっていた段階でこれが明らかになって、政府が慌てて図書館に命じてこれを閲覧させないようにしたという経過も明らかになっています。

そういうことを含めて、これはもうマスコミではもうこれを政府の言うことが正しいなんて論評しているところはどこもないんですよ。にもかかわらず、こういう形で政府が言うからということで自治体が、そういう国のやり方を批判するのはわかるけど、それを丸のみして追認するようなやり方というのは、私はとるべきではないというふうに思います。

せっかく平和委員会の方がこういうふうに陳情を出してきたわけですから、みずから国会図書館まで行って、その経過を聞くなどして厳正に対応したほうがよかったのではないかなというように私は思います。

これで賛成討論とします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより請願受理番号18を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。請願受理番号18を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立1名〕

○議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、請願受理番号18については不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号5、インフルエンザ菌B型ワクチン（H i b ワクチン）の無料化に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありますか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） この字句に関してなんですけども、厚労省の発表のされたかぎ括弧の中に、その「知見」という文言があるんですけど、この字でいいのかなというのをちょっと確認したいんですが。普通、いわゆる実験とか、そうしたデータをとっての治験例という場合は、「明治」の「治」と「実験」の「験」を書いて「治験」という文字を使用すると思うんですけども、この「知見」でいいのかどうか、ちょっとその辺を。変換ミスとかそんなじゃない。ちょっとそれ確認を。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 中間報告を今探してますので。

○議員（20番 吉村 幸治君） 文言の訂正だから、後で間違いがあれば。（「間違いあれば訂正しますということ」と呼ぶ者あり）

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） そうですね。ではそのようにいたします。間違いがありましたら、また後で訂正の方をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号5を採決します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、陳情受理番号5については委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時とします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時01分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

.....

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、報告第1号平成20年度由布市土地開発公社の事業計

画の変更を説明する書類の提出についてから日程第31、議案第40号平成21年度由布市水道事業会計予算についてまで、30件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 去る3月11日、本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました報告1件、議案8件の審査結果について、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

経過としまして、当委員会は3月12日、13日及び16日、庄内庁舎3階会議室に全委員が出席し、執行部に詳細な説明を求め、慎重に審議、審査をいたしました。

まず、報告第1号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてであります。結果は了承であります。

土地開発公社の理事会が平成20年2月4日に開催され、開発公社の保有する南由布駅前の土地を由布市に売却するための議案と、それに伴う事業計画を変更する議案と、下湯平に保有する土地賃貸収益による補正及び資金計画の変更を議決したための報告であります。

全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第3号由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてであります。結果は可決であります。

地方公共団体の一般職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、任期付職員の採用に関する事項を条例で定めるためであります。採用の対象となるのは高度の専門的知識またはすぐれた識見を有する者とされ、業務上の必要性や時間的な制約を要件として職員の任期付採用を選択できるとされており、今回由布市は収納課職員1名を予定しています。

審議の結果、全会一致で可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第4号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。結果は可決であります。

由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で第3条1項を38時間45分以内、2項を16時間から15時間30分、32時間を31時間に改正。第4条中の8時間を7時間45分と改正、さらに由布市職員の育児休業等に関する条例の第11条を改正するものであります。

審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第6号由布市個人情報保護条例の一部改正についてであります。統計法（平成19年法律第53号）の施行に伴い、条例の改正を行うものであります。

審議の結果、全会一致で可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第7号由布市監査委員条例の一部改正についてであります。結果は継続審査であります。

継続の理由としまして、これは不測の事態に対応するため、所要の改正を行うものであり、審査においてただし書きの必要性がないという意見や必要性を認める意見、ただし書きに提案理由となる不測の事態や特別の事由等が発生した場合に限定する文言を書き加えるべきという意見に分かれ、早急に改正する必要性もないことから、継続審査といたしました。

次に、議案第8号、これは職員の通勤手当を県内の他市と均衡を図るため、条例の改正を行うものであります。原油価格高騰や給料の5%カットなど、職員の厳しさは理解でき、20キロメートルまでの手当の見直しの必要性は認められますが、この条例改正では20キロメートル以上は、逆に他市との均衡が図られないため、改正の方法について中身を十分審査する必要があるため、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号由布市財政調整基金条例の一部改正についてであります。結果は可決であります。

由布市財政調整基金条例の第2条の毎年度基金として積み立てる額を前年度決算剰余金の2分の1をくだらない額及び一般会計歳入歳出予算で定める額の合計額として積み立てる額を明確化したものであります。

審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第19号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。結果は可決であります。

近年、消防団員の不足により昼間の消防力確保及び災害時の消防活動附款のため、機能別消防団員を設けるためであります。

審議の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

委員からの意見として、指示命令が混乱しないようにあらかじめ役割と責任等を明確化して周知徹底を図ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第31号平成21年度由布市一般会計予算についてであります。結果は可決であります。

平成21年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148億6,020万円と定めるものです。予算総額として前年度より1.1%の微増であります。

当委員会に関係する歳出の主なものは、2款総務費5目15節工事請負費2,912万7,000円は、庄内庁舎の空調設備の老朽化による取りかえ工事であります。

2款総務費6目企画費13節委託料でコミュニティバス運行事業費4,342万9,000円、

19節負担金補助及び交付金で住民主体の地域づくりを3カ年サポートする自治区活動補助金150万円、同じく共聴施設整備事業補助金2,228万7,000円は、地上デジタル放送の難視聴地域の個人負担分を軽減するための補助金であります。7目19節負担金補助及び交付金のブロードバンド整備事業補助金は、阿蘇野直野地域のインターネットの整備事業であります。9目地域振興費の2,488万9,000円。

9款消防費3目消防施設費120万円は、庄内派出所の仮眠室改修となっております。

歳入の主なものは、1款1項市民税では、不況のあおりを受け、前年度予算の95%の見込みによる2,057万4,000円の減額、固定資産税では、評価がえにより3,416万3,000円の減、軽自動車税は165万4,000円の増、市たばこ税はタスポ導入の影響を受け1,203万円の減、入湯税は観光客減が予想されるための減であります。

2款2項1目地方揮発油譲与税3,895万8,000円は、道路特定財源の一般財源化のため新規に入ってくるものです。

16款2項1目総務費県補助金1節総務費補助金のブロードバンド普及支援事業費補助金500万円。

22款市債1項1目1節総務費庄内庁舎空調設備整備事業2,810万円等であります。

委員の意見として、議会中継システムの調査費の要求がありました。

審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 続きまして、文教厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託された議案13件は、審査の結果、以下のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

日時、場所、出席者、担当課等は、ごらんのとおりでございます。

審査案件のほうに入ります。

議案第11号由布市市民運動場条例の一部改正について。審査の経過は、由布市湯平五本松グラウンドの土地賃貸契約を地元地権者が更新しないために運動場を廃止及び市民運動場使用料の一部見直しを行うため、由布市市民運動場条例の一部を改正するものです。

審議の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第12号及び議案第13号を一括で御報告申し上げます。

12号由布市体育センター条例の一部改正について、13号由布市B&G海洋センター条例の一部改正について。両議案の審査の経過は、施設使用料の一部見直しを行うため、由布市体育セ

ンター条例、由布市B&G海洋センター条例の一部を改正するものです。

内容は、高校生以下の料金設定を行うことで、若者の利用推進とともに低料金化を図るものです。

議案第11号にもかかわることですが、市内小中学生の無料化や高校生以下の使用料金及び由布市体育協会加盟クラブの利用料金について、より安価な設定や減免の必要を求める意見も出ています。

審査の結果、今後もよりよい利用システム構築を求め、全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第14号由布市介護保険条例の一部改正について。審査の経過は、由布市第4期介護保険事業計画並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い条例の一部を改正するものです。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第20号及び21号を一括にて報告申し上げます。

20号は宇佐市と由布市との証明書等の交付等にかかる事務の委託に関する協議について、21号は由布市と国東市との証明書等の交付等にかかる事務の委託に関する協議について。審査の経過は、大分広域窓口サービスの実施に伴い、証明書等の交付等の事務を宇佐市及び国東市とも相互に委託して実施するためのものです。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第31号平成21年度由布市一般会計予算について。審査の経過は、平成21年度予算の総額を歳入歳出それぞれ対前年度当初予算比で1.1%増の148億6,020万円と定めるものです。

本委員会に係る主な歳入は、保育所の民営化により15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金、保育所の運営費が前年比4,834万5,000円の増額、国体終了により16款県支出金2項7目教育費県補助金1億3,762万円の減、3項7目教育費県委託金2,668万5,000円の減等となっています。

主な歳出は、3款民生費で1項1目13節委託料福祉センター概算設計業務の500万円、10款教育費4項1目13節委託料で由布川幼稚園設計監理700万円、同じく15節工事請負費で由布川幼稚園改築工事費2億6,300万円、5項1目13節委託料、学校給食配送2,120万3,000円となっています。

委員会の意見として、3款1項2目19節高齢者見守り支援事業について、他の団体や組織との連携を図って見守りの効果を上げるべきとの意見、また1項3目8節報償費謝金の小松寮民営化に関する検討委員会の設置について、廃止、民営化だけでなく継続も含めた議論からのスター

トを要望する意見が出ています。

5款労働費では、1項1目19節負補交シルバー人材センターに関して、組織の性格から担当委員会の変更を検討すべきとの意見が出ています。

10款教育費では、1項4目中高一貫教育推進費については、推進協議会の活性化を図り、中学に対する定期的情報発信をすべきとの意見、また教育委員会に対し、新学習指導要領にのっとった対応を実施し、式典において国歌の斉唱を児童生徒が行える指導教育の要望が出ています。5項1目13節委託料学校給食配送については、5カ年の契約を3カ年くらいにして、その後を継続していくという方法も一考すべきではないかとの意見が出ています。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第32号平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算についてでございます。審査の経過は、平成21年度予算の総額を歳入歳出それぞれ40億177万3,000円と定めるものです。

主な歳入は、国民健康保険税6億8,892万8,000円、国庫支出金10億3,737万2,000円、退職者制度の廃止による財源調整分の前期高齢者交付金8億9,053万9,000円、共同事業交付金4億3,060万5,000円、一般会計繰入金4億円、基金繰入金2億円等です。

主な歳出は、保険給付費27億7,167万円、後期高齢者医療制度に対する支援金等4億149万2,000円、老人保健拠出金8,663万9,000円、介護納付金1億7,232万8,000円、共同事業拠出金4億6,861万3,000円、特定健康診査等事業費2,747万9,000円等となっています。

平成20年度の医療制度改革による実績見込みにより、対前年度当初予算比では約4%の減額となっています。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第33号平成21年度由布市老人保健特別会計予算についてでございます。審査の経過は、平成21年度予算の総額を歳入歳出それぞれ3,110万8,000円と定めるものです。

主な歳入は、支払い基金交付金1,580万円、国庫支出金1,020万円等です。

主な歳出は、医療諸費3,110万円等となっています。

平成20年度より老人保健制度が後期高齢者医療制度へ引き継がれたため、老人保健制度による老人保健特別会計予算としては医療費精算に伴うもので、対前年度当初予算比では93%の減額となっています。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第34号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。審査の経過及び理由につきまして、平成21年度予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,473万7,000円と定めるものです。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料2億5,653万5,000円、一般会計繰入金1億1,778万7,000円等です。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金3億7,090万円等となっています。

平成21年度も保険料の軽減措置が継続されることにより、対前年度当初予算比で約6%の減額となっています。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第35号平成21年度由布市介護保険特別会計予算についてでございます。審査の経過は、平成21年度予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,602万7,000円と定めるものです。

主な歳入は、介護保険料5億3,004万2,000円、国庫支出金8億4,085万7,000円、支払い基金交付金9億3,258万2,000円、県支出金4億5,650万3,000円、一般会計繰入金4億5,579万7,000円等です。

主な歳出は、保険給付費30億7,560万1,000円、地域支援事業費8,219万8,000円等となっています。給付費の見込み増により、対前年度当初予算比では、約8%の増額となっています。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第37号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、審査の経過につきましては、平成21年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,919万5,000円と定めるものです。

主な歳入は、使用料1,883万7,000円、一般会計繰入金9,981万7,000円等です。

主な歳出は、農業集落排水事業費5,439万4,000円、公債費6,430万8,000円等となっています。起債償還額の減により、対前年度当初予算比では約0.2%の減額となっています。不明水の調査に関しては、早期の原因究明と、その対応を要望する意見が出ています。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第39号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について。審査の経過は、平成21年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,188万7,000円と定めるものです。

主な歳入は、健康温泉館収入2,316万円、繰入金1億1,822万7,000円等です。

主な歳出は、健康温泉館管理費7,288万1,000円、公債費6,850万6,000円等と

なっています。職員給与を新たに計上したこともあり、対前年度当初予算比では約4%の増額となっています。総合的な健康づくりの施設として、由布市全域で利用者が広がるよう行政の取り組みを要望します。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

以上で、本委員会の審査報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から本件9件に対しての報告をいたしたいと思えます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記の通り決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時、場所、審議者、所管、内容等については表記のとおりでございます。

審査の結果を報告申し上げます。

議案第9号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

理由といたしまして、この条例改正は大分県の事務処理の特例に関する条例の改正に伴い条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、大分県からの事務の権限移譲に伴い、大分県条例の屋外広告物許可申請手数料を追加するための一部改正でございます。

慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしております。

続きまして、議案第15号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

この条例の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い改正するもので、平成20年4月、国会で決議され、これを受けて九州ブロック——九州7県に福岡市、北九州市が入るそうでございます。で、単価を統一するもので、施行は本年度21年4月1日となっております。

慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について。

理由、この条例改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い改正するもので、これも同じく20年4月に国会で決議され、これを受けて単価を統一し、本年4月1日から施行するものでございます。

慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしております。

続きまして、議案第17号由布市市営住宅条例の一部改正について。

理由、この条例改正は、市営住宅における暴力団排除を図るため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、市長は入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは承認をしない

ことや、必要があると認めるときには大分県大分南警察署長の意見を聞くことができるということなどであります。

また、市営住宅とは、所得月額が20万円未満の者を対象とした住宅を示します。

以上、慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしております。

議案第18号——これについても17号と同じですが、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について。

理由、この条例改正は、市営特定公共賃貸住宅における暴力団排除を図るため条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、条文について議案第17号における内容と同じものでございます。

なお、特定公共賃貸住宅とは、所得額が先ほど20万円でしたが、今度は20万円から60万円未満のものを指すそうでございます。

以上、慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、議案第31号平成21年度由布市一般会計予算について。

理由、当委員会に係る予算について審議をいたしました。

歳入について、住宅家賃収入現年度分9,014万1,000円、住宅家賃収入——滞納分でございますが678万9,000円、国庫補助金として道路整備臨時交付金3,000万円、道路整備交付金1億1,500万円、公営住宅の火災報知機設置に伴うものが1,357万5,000円、財産貸付収入として土地建物貸付料が740万円、これは3町分でございます。

歳出についてですが、主なものは財産管理費1億7,754万1,000円の中につきましては、公用車の燃料費、光熱費、電話料、それぞれ3庁舎分ですけれども、それと庁舎等の清掃管理、それから警備保障、庄内庁舎、ことしやりかえます空調工事の3,068万6,000円等でございます。道路維持につきまして1億806万4,000円につきましては、3町の修繕費を含む750万円、市道の草刈り16路線ですが入っております。工事請負費として6,738万円、この中には各2町のそれぞれ2,000万円ずつの工事費が入っております。

道路新設改良費5億5,015万4,000円につきましては、東行田代線の測量設計と今回213カ所、由布市内に橋があるそうでございます。そのうちの50カ所の橋の調査を行う費用、それから六所線を含む8路線の工事請負費4億2,040万円でございます。土地購入費、同じく8路線で2,030万円、県道負担金、これ15%ですが、8路線3,400万円、東行田代線の家、土地等の補償が5,110万円などとなっています。

都市計画総務費といたしまして6,506万2,000円につきましては、今回空港写真を湯布院と挾間をとりまして都市計画図の修正等をする。都市景観対策費754万9,000円につきましては、湯布院町の景観協議会、メンバー25名おるそうでございますが、これに補助金と

して417万9,000円が出ております。住宅管理費5,151万3,000円につきましては、修繕費860万円、火災報知機設置につきまして3,384万6,000円そのほかとなっております。

以上、慎重審議いたしまして、審議の結果、原案可決いたしました。

続きまして、議案第36号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,182万5,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、水道加入負担金378万円、水道使用料1億2,772万2,000円、一般会計繰入金1億314万円、基金繰入金1,148万4,000円、市債1,550万円などが主なものでございます。

歳出につきましては、今年度より総務管理費と維持費に係る維持管理費とに西郡議員の意見もございまして区分をいたしました。総務管理費といたしまして1億1,357万2,000円の主なものにつきましては、一般職員の5名分の給料、職員手当等で3,303万3,000円となっております。簡易水道統合計画策定に係る委託が903万円、漏水調査の委託が520万円、水質検査の委託につきまして676万6,000円、工事請負費の中では市道富線減圧弁新設工事のほか10件ございまして、2,693万6,000円となっております。

維持管理費として1,882万8,000円の主なものにつきましては、緊急の漏水修理を含む修繕費1,147万2,000円などが主なものでございます。

公債費1億2,642万5,000円につきましては、元金及び利子の償還金1億1,084万9,000円、今年度利率の5%以上6%未満が対象となる繰り上げ償還分1,557万6,000円となっております。

以上、慎重に審議いたしまして、審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、議案第38号平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

理由といたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ1,171万8,000円と定めるものでございます。

歳入については、利子及び配当金16万2,000円、一般会計繰入金1,148万4,000円などでございます。

歳出につきましては、処理場の草刈り27万8,000円、公共下水道基金23万3,000円、公債費として元金794万2,000円、利子318万5,000円などが主なものでございます。

以上、慎重に審議いたしまして、審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、議案第40号平成21年度由布市水道事業会計予算についてでございます。

理由といたしまして、収益的収入・支出ともに4億9,865万5,000円と定めるものでござ

ざいます。収益的収入につきましては、水道料金4億5,000万円、一般加入負担金1,833万円、上水道一般会計補助金1,098万2,000円、簡易水道一般会計補助金1,558万円などでございます。

収益的支出につきまして、原水及び浄水費1億3,263万6,000円につきましては、浄水場の管理に伴う人件費、汚泥処理及び沈砂池の清掃委託料、活性炭入れかえ委託料、取水場の電力料金などが主なものでございます。

排水及び給水費4,682万1,000円につきましては、老朽排水管の修繕費、市道検針業務委託料などが主なものでございます。

総係費の7,701万9,000円につきましては、通常施設維持管理費及び人件費が主なものでございます。

減価償却費1億4,226万円につきましては、建物構築物機械及び装置、車両運搬具及び備品の焼却を行う有形固定資産と水利権、利用権を行う無形固定資産でございます。

企業債の利息については、平成20年度末の起債元金償還残高25億2,609万8,000円余りでございます。その元金に伴う平成21年度の利息8,500万4,000円。

資本的収入につきましては、湯布院町の市道六所線津江橋の改修工事に伴う配水管の布設替工事は防衛の負担となりまして、工事負担金700万円、簡易水道事業、市の補助金1,867万円が主なものでございます。

資本的支出につきましては、湯布院浄水場3水源による紫外線設備を設置する費用1,190万円と配水管新設工事3件1,090万円、移設工事2件1,700万円、更新工事3件719万円と企業債償還金1億3,810万5,000円が主なものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,051万7,000円につきましては、減債積立金の2,000万円、過年度分損益勘定留保資金3億51万7,000円で補てんするというところでございます。

以上、審議の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしております。

以上で、建設水道常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、観光経済常任委員会での審査の結果を報告いたします。

去る3月11日、本委員会に付託されました案件について、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時、平成21年3月12日、13日、16日。場所、挟間庁舎4階第1委員会室審査の日程、3月12日、付託案件協議、農業委員会、農政課。13日、付託案件協議、商工観光課。16日、

現地調査、まとめ。出席者、私と工藤安雄議員、後藤憲次議員、吉村幸治議員、藤柴厚才議員、太田正美議員。担当課は農業委員会、農政課、商工観光課です。

審査の結果を申し上げます。

議案第5号由布市営国民宿舎条例の廃止について、審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

この施設の廃止の主な理由といたしまして、1、国民宿舎由布山荘は、昭和38年に旧湯布院町が国民保養温泉地の指定を受け、国民宿舎建設の趣旨に沿って町営宿泊施設として建設されましたが、建設後46年を経過し、随時改修やリニューアルしてきたが、公共の宿泊施設として施設そのものが老朽化し、耐震施設等の関係で、今後存続が困難となりました。

2、建設当時は全国トップクラスの稼働率を誇る国民宿舎でありましたが、湯布院地域には同内容の低料金で高度なサービスを提供できる温泉宿泊施設がふえたことにより、行政が行う宿泊業務として十分に所期の目的を達成したことであります。

以上の観点から、国民宿舎由布山荘を廃止することについて説明を受けました。

なお、廃止後の跡地利用については、湯布院地域の観光の中核地域であるため、庁舎内に関係各課の調整を図るため、跡地利用検討委員会を設置する一方、地元、行政、関係団体、議会を含めたところで検討委員会を早期に立ち上げることの報告がありました。

当委員会としては、今後の施設利用には湯布院まちづくりの拠点となる施設だけに、早期に周辺の土地利用率を含めて、拠点の灯を消さないようにすることを強く要望し、慎重に審議の結果、委員全員一致で原案を可決すべきものと決定をいたしました。

議案第31号平成21年度由布市一般会計予算について、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

経過及び理由につきましては、平成21年度由布市の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ148億6,020万円と定めるものです。歳出の主なものは、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1節農業委員会委員の報酬578万円、3目農業振興費19節中山間地等直接支払い交付金2億5,923万4,000円、同じく集落営農組織育成対策事業補助金837万5,000円、4目畜産業費19節久住飯田南部区域広域農業開発事業補助金4,928万6,000円、5目農地費13節委託料、実施計画計画書作成業務3,690万円。2項林業費2目林業事業費15節工事請負費3,550万円。

7款商工費1目商工総務費7節貸金100万円、3目観光費19節祭り事業補助金1,180万円が主なものであります。

歳入の主なものは、16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金2億6,262万3,000円が主なものであります。

当委員会の全委員の意見として、中部林道は全長1万9,526メートルのうち舗装率63.2%であります。早急に工事を終了し、林地の間伐・除伐を強力に推進し、地域林業の振興を図ってほしいこと。また、消費者行政相談員の臨時雇用は、専門的な知識を持った人を雇用し、市の消費者行政の機能を十分発揮できるような対応をしていただきたいということを強く要望いたします。

委員全員、慎重に審議をした結果、可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する質疑にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、報告第1号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第3、議案第3号由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号由布市営国民宿舎条例の廃止についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 委員長にお伺いいたします。

まず1点、由布山荘の廃止で、跡地利用検討委員会を設置する一方、地元、行政、関係団体、議会をと含めたところの検討委員会を早期に立ち上げるという跡地利用検討委員会とその下の検討委員会というのが多分違うと思うんですが、庁舎内で各課の調整を図るための職員の部会と検討委員会だと、検討委員会が今度は職員から外れて外側の地元の方々等と思うんですけれども、廃止後に利活用を図るための委員会を2段構えにするということでの効果をまず1点お伺いしたいということ。

もう一つが、具体的に検討を進める際に、各界ですね、地元、行政、関係団体、議会、とりわけ関係団体の想定をどうしているかということを経営部のほうにお伺いしたのか。またその関係団体の具体的な振り分けです。例えば農業、あるいは商工業、あるいは観光業という産業会ごとに委員さんを選出なさるのか。その中には多分女性団体とか老人クラブとか、商工会でも青年部の方々とか、あるいは地元の消防団とかいう機能集団にかかってもそれが選出されるのかなどの協議がなされたのかをお伺いいたします。

2点、よろしく申し上げます。

○議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、溝口議員の質問にお答えをいたします。

まず、検討委員会が内部と外部、2部というようなことで、効果はどうかということではありますが、やはり庁舎内の意見と、それから庁舎外の利用するほうの意見というのは違うと思

ます。庁舎内というのは事務的な内容が多いと思いますが、利用する方は本当にすべてのことに関して、利用がいいとか温泉がいいとか、それから宿泊はどうだとかいうようにいろいろどうすべきかというようなことで、本当に実践をしておるから正しいと——正しいというのはおかしいんですが、よりよい判定ができるんじゃないかなろうかと思っております。

それから2点目でございますが、中で振り分けはどうしたのか、それから、行政の振り分け、委員の振り分け等については協議したのかということでございますが、それについては、例えば農家代表、それから地域の代表、商店街の代表、そういうことについて、そこまでは事務局のほうから、どういう内容ですということについては説明は受けておりません。そういうことでございます。

それから、行政について、湯布院の灯を消さない、湯布院の今まで国民宿舎そのものが非常に全国的にも有名であったということで、今後は検討委員会等の委員の内容についても、私の委員会のほうから、十分支障のないように検討委員の選定についてはやってほしいという要請はしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） これは最初の質疑のときにも申し上げたんですけれども、あくまでも公共施設であるということで、公の市民全般に対するサービス施設としての設立が望ましいのではないかというふうな質疑をいたしました。そのことに関する回答としてこの委員長報告が反映されたのかなと思ったんですけれども、拠点の灯を消さないということで表現なさっておりますけれども、私が執行部への質疑で申し上げた、全域に対する検討委員会の反映の組織が今委員長のおっしゃった農業代表、商工業代表、観光業代表、ほかにもいろいろ考えられるとは思いますが、いっぱい出てくるということで、人数とかも必要になるし、そのあたりの執行部の問いかけとその答えはなかったというふうにおっしゃっておるんですけれども、実際に検討委員会を立ち上げるとなると、本来だったらもう早く、ほんとは早目に執行部のこういうふうにやりたいというイメージが出てきて、それを受けた形で委員会が構成されるというのが当然の流れだと思っていたんですけれども、まだそこら辺がちょっと明らかではないので、それを委員会の中で話題に上ったのか、あるいは執行部からの内示といいますか、呈示があったのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 溝口議員が先般指摘されました内容についても、国民宿舎そのものが湯布院町のメイン施設であるということと、これが先ほどの質問では、検討委員会の中で計画、委員会を早目に設置をして、それで構成について、また今後の方向についてするべ

きだという先般の指摘を受けたということですが、その内容については事務局のほうから、できるだけ早目に、事務局の話では3週間は観光協会が維持管理をするので、3月31日以後に3週間は観光協会が維持管理の経費も持つと、その後については利用について非常に空白をつくれないので、検討委員会の中で委員構成、それから内容については十分検討すると。

今までは、現時点では行政財産であります。3月31日以後、4月1日からは普通財産として、商工観光課が、担当が契約管理課に変わるということでございます。そういう内容でございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 流れはおぼろげながらつかむことができました。ありがとうございます。これは余分になると思うんですけども、今後、委員会でも、ぜひとも、最初に言いましたように、市民、すべての方々が利活用できる施設建設という形の方向づけを堅持するというか、守って、偏りのない市民の喜ぶ施設が、跡地として跡地に建設されることを望むところでございますので、委員会のほうでもよろしくそのあたりの推進をと思います。お願いいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今の話を聞いて気になることが2点あります。

1つは内部検討委員会あるいは外部の検討委員会、いずれにしても、その両方をチェックすべき観光経済委員会が外部の委員会に議会を入れろなんてことを堂々とこういう報告書の中を書くというのは、私はちょっとけしからんというふうに思うんです。本来、いわゆる議会の立場できちんと両方の委員会の状況を把握して、そして適切な対応をするというならいいけれども、さっきの保育所の民営化の、民営化何とか委員会とかあるいは業者選定委員会とか、要綱策定委員会とか選定委員会とか各種に議員が出て、その委員会が十分なチェックを機能を果たしてなかったというのは問題になります。

と同時に、先般の議会で検討委員会等をつくるけれども、それが諮問機関ならば、組織的にやっていたら、それはもう報酬でごまかしてやるなんてだめだと、違法行為になるんだということ指摘——報酬じゃなかった、謝金ですか、やるなんか違法行為だとはっきり言われました。市長が諮問委員に、私的に尋ねる部分なら別に構いません。しかし、組織的にやって事務局もつくって、そしてその答申を尊重するような行為をやれば、当然小林議員が指摘した違法行為ですから、それらを助長するような、こういう内容の書き方というのはちょっと気になるんですけども、そこ辺は委員会の中では何か議論になったんでしょうか。その2点について。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 1点目の内部委員会、外部委員会の設置については、委

員会の中ではそういう先ほど申し上げましたように、説明では、そういう詳しい内容については論議をしておりません。

それから、2点目の今の質問された件で、組織的に報酬等違法行為だということではありますが、先ほども申し上げましたように、内部委員会、外部委員会、委員会をつくる以上は支障のないように、先ほどの質問にもありましたように、市民のすべての市民が利活用できるような内容の施設をつくるべきだと思いますし、例えば跡地利用については何をつくるか、駐車場にするのか建物を建てるのか、そういうことは全く不明瞭でございます。そういうことを今後は十分検討委員会の中で検討して、先ほど溝口議員が言われましたように、すべての市民が利活用して喜ばれるような施設があれば、施設であれ駐車場であれ、どういう内容かわかりませんが、私たちはそこまでは話を委員会の中ではしておりません。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員会でそこまで突っ込んだ話はしていないということだけはよくわかりました。基本的に、議員が入ってその中で議論するというのと、委員会がきちんとチェックするということは別のことなんで、その辺ははじめをつけてほしいし、同時に違法行為の検討委員会をどしどし議会が追認するようなことは慎重に、やっぱりきちっとチェックほしいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 慎重審議いただいた観光経済の委員の方にはほんとお礼を申し上げます。この委員長報告を見ますと、昭和38年保養温泉地、それから46年間その役割を果たしてきたということで、当然今議論の中で今後のことにすぐ移りがちなんですけども、今後のことも大事だと思うんです。でもやはりこれまで湯布院町の発展、それと由布院温泉、湯布院観光の発展にもその一翼を担って寄与してきたこの施設がなくなるということに関して、例えば小学校がなくなったりすると閉校記念であるとか、今までのことに敬意を表して、節目としてそういうことをやられるんですけども、委員会の中でこれだけ重要な施設が幕を閉じるということに関して、そういったセレモニーをやったらどうかというふうな夢のあるような話が出なかったでしょうか。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） そういう意見が出ればよかったんですが、そういう意見は全く出ませんでした。

以上です。

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 多分、今後のことをどうしようかということを生懸命考えられてのことだろうとは思いますが、ぜひ春になりますと温泉祭り等もありますので、それに絡めて、委員長、ぜひ関係各課、地域振興にも寄与してきましたし観光にも寄与してきましたので、その辺、ぜひ委員長のほうからまた御支援いただけるとありがたいと思うんですけど、一言だけ。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） そういうことで、特に湯布院町の方におきましては由布山荘というのは、私も職員時代相当何回も泊まった経験がありますし、会議でも利用した経験があります。本当に温泉施設もよかったわけですが、やはり長い年月には耐えきれないという内容でありまして、場所が場所だけに、高橋議員が言われるように、前向きに、いわゆる由布市の観光のシンボリックな存在になるような工夫をして今後考えていかなければいけないと思っております。参考になりました。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。18番、久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 委員長にお尋ねしたいと思います。この廃止については何ら問題ございません。私はいいいんですけれども、跡地利用につきまして、各検討委員会をされるということでございますけれども、これいつごろまでをめどにしてやるのかということのお話をしたのか、確認をしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 事務局の説明では、6カ月以内ぐらいというような話を伺っております。特に、跡地利用については、観光協会が3週間利用します。その後空白ができるわけですが、その空白等についても、施設そのものを荒らされてはいけないということで、警備員を1人雇用するというようなことも言っておりましたし、できるだけ早く設置をすると、執行部のほうがするというので、そういう内容でございました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 観光協会が3週間ぐらい後管理するわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）電気料等につきましては新年度予算で組んでいるみたいでございましてということで伺ったんですけれども、温泉ですね、温泉がやっぱりとめるともうどうしようもなくなると思うんです。浄化槽とかそういうものについては、施設が変わればもうそれなりのことができますけれども、温泉を一度とめますと、到底、またつけ直すとかいろんな問題が出てくると思う。施設には立派な温泉、浴場がありますし会議室も立派です。それから、食堂もまだ立派です。そういうのを何か利用させて、ガードマンを雇うといってもガードマンの予算はどこにも組んでないん

です。4月早々からガードマンの費用とかいうのはどうやって捻出するのか、どこで組むのか教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） お答えをします。

確かに久保議員が言われるように、温泉施設と厨房はまだ58年、59年ですから新しゅうございます。これについても委員会のほうで、もったいないじゃないかというような意見も出ました。これについてもあとできた跡地利用の検討委員会の中で協議するものと思われま

す。それから、ガードマンの経費については、これは国の緊急雇用交付金というのがございます。その国の緊急雇用交付金の中からガードマンの費用は出すということを聞いております。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。この場合、本案の国民宿舎由布山荘は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。

ただいまの議員数は24人、その3分の2は16人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。所定以上であります。（発言する者あり）全員であります。起立24人であります。所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。1時10分とします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時09分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第6、議案第6号由布市個人情報保護条例の一部改正についてを議題として、質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次の日程第7、議案第7号及び日程第8、議案第8号については継続審査です。

次に、日程第9、議案第9号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これは提案理由を間違っているということで指摘した点ですけれども、その間違った提案理由をそのまままたこれに書いているんですね。委員長の報告の意見に。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、今回この由布市の条例も改正するようになったわけですけれども、その根拠になっている大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、根拠法をきちっと明記しなきゃならんのに、もとに溶け込んでいるからいいんだみたいなことを総務部長平気で言いましたけれども、もうそういう話は3年前に終わっているんです。3年前に。今は、やっぱり根拠法はきちっと明記するというふうに、それ以後2年前からずっときれいにしよったと思うたら、急にまたそういうことを言い出したから。正確にいうと、2008年大分県条例第45号、これは担当課長からいただいたんですけどね——の施行に伴い条例を改正する必要があるためという提案理由じゃなきゃいかんです。

今回許さんためにこれは反対しますけれども、次回からもうこういうことのないように。委員長、その点委員会でどういうふうに議論されたんか、委員会は全くそういうふうに考えてなかったんじゃないかと私気になってしょうがないんです。どうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 西郡議員からの質問があるからと思うて十分に協議をしたんですが、西郡議員が言われるのも間違いではないと。執行部の提案理由も間違いじゃないというのが、一応担当課にお聞きしたんですけれども、双方は間違っていないということで、今後のことありまして、一応従来どおりをお願いしたいということで、このままいかせていただきました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 従来どおりというのは、間違っていたら訂正して書き直して差しかえるというのが従来どおりなんです。今回、ついさっき口がすべって、このまま認めるなんて言ったけれども、反対するだけじゃなしに、やっぱりそこまできちっとやるということをやらないとくせになるんです。

ちなみに、議会終了後、今までそげやったけえいいじゃないかみたいなことを平気で執行部側も言うけんね、そういう点は間違い、間違いは間違いということを持たすということで、委員会も、執行部の言うことも正しいけど西郡議員の言うことも正しい、そんなばかなことを言わんで、どっちにすべきかきちっと話して、そして委員会で最終結論を出すと。議会の権威を取り戻してくださいよ、みっともない。お願いします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号由布市財政調整基金条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

この条例でいきますともう、他の基金には入れなくて、財政調整基金だけに剰余金の2分の1入れるということになるんですけど、ちょっとそれじゃ不都合が生じるんじゃないかと思うんですけど、そこ辺はどういうふうに議論されたんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） この議案自体がもう財政調整基金条例の一部を改正するというので、他の基金等については議論はありませんでした。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ということは、そういうことを意見を言う人はだれもいなかったということですか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） そういうことです。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号由布市市民運動場条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。この場合、本案の湯平五本松グラウンドは、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は24人、その3分の2は16人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立24人であります。所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第12号由布市体育センター条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号由布市B&G海洋センター条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 反対討論から行います。

介護保険については抜本的改正を国に、本市議会として要請しているところではありますが、一向にその改善の施策が具体的になっていません。それがもとで今回のように値上げするものだけが一方的に我々に押しつけられるということで、その点については反対であります。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長報告に摩訶不思議なものを見つけたんですが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行、政令が交付されたのが20年の1月17日です。既に1月に交付されて、施行が20年4月1日、昨年4月1日に施行なんです。だから、これが根拠法で、おかしいじゃないかというのをこっちが言ってたんです。そしたら、聞いたところ、あの質疑の中では、今県議会にちょうど条例改正案をかけているので、その施行が県の条例の施行日がことしの4月1日になっているんでそういうふうにしたということですから、それを提案理由にきちっと明記すべきだというふうに言ったのが私の趣旨でした。委員会ではそのことをどういうふうに議論されたのか。そして、ここに書いている平成20年4月、国会で決議されというのは何を指しているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 西郡議員が言われたこと、大変申しわけないんですが、私は今記していることしか議論をしております。大変申しわけありません。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 議論したわけでもなんでもない。当局が言ったことをそのままうのみにして、ほんとかと思うて書いただけの話で、そんな事実でもないことを書いて、そしてこれが後世に残るようなことじゃ困るから、きちんと事実関係を確かめて、そしてこの訂正を早目に議長に申し出るなりしてください。

この20年4月、国会で決議なんちゅうのは何の根拠もないし、その後段の部分の九州ブロック会議で単価を統一するもので云々かんぬんって、こんなの拘束されないんですよ。まして私たちは、法律や条例に基づいてこの行為を行っているわけで、その根拠法をきちっと明記して、そしてこの質疑の中で明らかになったように、県が改正する予定なので、その施行がことしの4月1日からになっているんで、そういうふうな提案理由をきちっと書きかえるという指導を委員会がしなきゃならんのに、さっきの何とかいう使用料及び手数料条例と全く同じなんですよ。何か当局がいうのをそのままうのみにして、ほんとかと思うて、うそ八百を並べたてて、そしてそれで平然としている。議会としてまことに恥ずかしい行為なんですけど、もう一回御答弁をお願いします。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 委員会とまた担当課と協議をして、また御返答申し上げたいと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これはもう執行部にきちっと言っておきます。

先ほどの件も同じなんですけれども、こういうふうに明らかにおかしいと思うところを直すちゅうことをやらないと、いつまでたっても直りません。平然と開き直ってこれを押し通すんだなんて姿勢が特に総務部長なんていうのは強くなっているみたいですけど、そこら辺は、あと残り短いとはいえ、あなたの後を引き継ぐものにきちっとさせるようにしない限りは、由布市は直りませんよ。だって、前の総務部長がそういうことは二度としませんって約束したことですから、別に言ったっていいんじゃないですか。そういうことを指摘して反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第16号由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 前議案と同様の趣旨で反対といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第17号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

その暴力団員ときちっとわかるっていうのは非常に難しいんですけど、うわさでは暴力団と思われるものが公営住宅にいるんじゃないかというのはもうしょっちゅう伺っているわけですし、委員会の中でもそういう議論も出ました。幸いこの前の質疑の中でも言いましたけれども、露店商の組合が、たまたまきちよくれ祭りが前の〇〇〇〇〇〇が組合長がそのあっせんをしておったということで逮捕されましたけれども、たまたまきちよくれ祭りの構成員は変わっていたと、それから。そういうことではよかったんですけども、そういう心配する懸念が随所にあるということで、委員会では、私は署長の証明書をとるようになってお願いしましたけれども、委員会ではどのように議論されていたのか、その辺をお知らせいただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 西郡議員にお答えします。皆さん、先ほど報告したお手元にもありますように、南署の署長に、市長が求めることができるって書いてますように、こういうことが今度できるようになりましたので、担当課のほうで、もしこういう事態が起きましたら署名を求めるということになっております。また、課長からお聞きしまして、指定暴力団及び団員というのは、先般も西郡議員の質問に回答がありましたように、暴力団員というのは挟間にももちろんおりません。〇〇〇〇さんとか〇〇さんとか、ああいう方は別に指定暴力団でなくて、両替商の組合員であって、通称いうテキ屋さん、商売人のございまして、暴力団員とは関係ありません。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 以前、私は朴木小学校の卒業式で、〇〇〇〇〇、これは天神橋に事務所を構えていた、あの連中が来て、脅しに来られて、こっちは訴えたんですけど、しかし、当局としては暴力団員じゃないということで深く追求もしなかったしうやむやに終わった経過もあるんですよ。だから、警察の一方的な発表でその人が構成員か構成員じゃないって、その人がやった過去の事実ですね。例えば恐喝をしていてムショに入ったことがあるとか、何かいろんな事実がずっとたび重なっているひとが湯布院にいるらしいんですけど、そういうことが暴力団員じゃないからということの免罪符になっているんじゃないかというふうに危惧するんですけども、今あなたも言われたように、おりませんとかいうことを言われると、ちょっとこっちも気に

なるんですけど。そこ辺、心配はしてないんですか、委員会で。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） あくまでこれは人道上の問題がありまして、人の個人のことですから、あくまで課長が申しましたように、西郡さんの質疑に申しましたように、一応現在は暴力団員はいないということで、その準構成か構成とか、あるいはああいう外商の仕事をやっている方とかいう方はおられましようけれども、ちゃんと名前を張る、ここでいいます暴力団という方は由布市にはいないそうです。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第18号由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第19号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 委員長にお尋ねします。

機能別消防団員というのはどういう方を想定しているのか。それと、定員というか人数はどの程度の人数を雇えるようにすることなのかをどういうふうに話されたかをお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 大体後方支援等ができるような形の方ですけれども、大体市の職員の中にも、以前は消防団に加入していたけれども、退団した方とか、いろんな方がOBの方もいますので、そういった方をこの団員に雇うような考えであるような（発言する者あり）市外出身者等も中に職員もいますので、そういった方が由布市の消防団員に入っていないということもありますので、そういった方を対象に機能別団員としたいというような説明がありました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。——新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） つけ加えます。現在、14名ほど機能別団員として予定しているということであります。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） この人たちはそれで、指示、命令系統はどういう人のもとに配属されるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） ですので、そこら辺がまだはっきりしていませんので委員長報告にありましたように、そういったところを、役割と責任とかを周知徹底するようなことをしてほしいという意見を付して委員長報告に致しました。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第20号宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について及び日程第21、議案第21号の2件を一括議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号及び議案第21号を2件を一括採決します。この2件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、議案第20号及び議案第21号の2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第31号平成21年度由布市一般会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それでは、反対討論から行います。

1つは、もう今から7年前、2002年3月31日をもって同和対策関係法がなくなったにもかかわらず、いまだに部落開放同盟や全日本同和会におもねて同和対策課を残し、人件費だけでも2,000万円、役場の職員で2人で1,570万円、あと社会生涯学習課づくりの嘱託職員や臨時職員等がいますけれども、これらは全くの無駄遣いであります。川上集会所も生涯学習で扱えばよいし、本来しなければならない2億1,000万円の貸付金の返済は遅々として全く進んでおりません。

2つ目には、旧庄内町が自慢していた学校に併設した給食室、いわゆる自校方式、その歴史や誇りも投げ打って巨大な給食センターを着工してしまいました。いまならまだ間に合います。主要な建設費、設備備品等来年度予算に上がっているわけですから。これを直ちにやめて、自信と歴史を、誇りも失わないような庄内の自校方式を続けてほしいし、挾間と湯布院は早急に建てかえてほしいと思います。

3つ目は、今年度強行しました保育所と老人ホームの民営化に引き続き来年度予算では、障がい者福祉施設の小松寮の民間委託検討委員会ですか、あるいは業者募集何とか委員会、業者選定委員会等が予算化されております。幸いにも委員長報告の中で、それらはやっぱり慎重にやらなきゃならんんじゃないかという文言になりましたけれども、私としては慎重もなにも、民営化すべきじゃないと。これも福祉の庄内ってかつては庄内町が誇りにしていた分野なんです。それが、

その庄内町町長をしとった人が市長とは思えないぐらいの投げやりなことを平気でやっているんですけども、断じてそういうことはやるべきじゃないということをそれぞれ述べて、反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。19番、小野二三人君。

○議員（19番 小野二三人君） 私、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、財政を運営するに当たっては、申すまでもなく、予算の編成、執行、決算という一連の財政活動を通じて、常にその健全性の確保に努め、行政活動の究極の目的であります行政水準の向上、とりわけ財政収支の均衡を保持し、利益福祉を最高水準に達成し、より活発な行政活動の推進が必要とされております。こういった財政運営の原則に立っての21年度一般会計予算は、これまで総合計画、実施計画、行財政改革実施計画に基づいて選択と集中の予算編成がなされていると思料されます。行財政改革のさなか、依然として続く厳しい財政事情、行政サービスに対する多種多様化する住民の要望に対し、7つのプロジェクトをもとに、新規、継続、復活といった事業が予算として措置されております。

具体的には、本年9月稼働予定の給食センター建設事業、2年保育のための由布川幼稚園建設工事、連携型中高一貫教育経費、福祉センター建設に伴う概算設計費、阿蘇野地域のブロードバンド整備事業補助、さらには子育て支援策意向調査、生活都市基盤の整備であります都市計画区域再検討に対する業務経費並びに市道の整備経費等々、由布市行財政改革大綱の基本理念に沿ったソフト、ハードの事業経費が措置され、その予算編成に当たっての市民要望の配慮が満足には満たされているとは思いませんけれども、随所にうかがえます。

特に、予算額の多寡にかかわらず、行政水準の向上に直接結びつく経費とされる突出経費も伸びております。とは申せ、歳入では財政調整基金からの繰り入れ、臨時的財源であります地方債への依存等も余儀なくされております。したがって、今後とも引き続き行財政運営のあり方を聖域なく検証し、新生由布市がスタートして4年目の通年予算となっております。

予算は行政の設計書とも言われております。どうか新市まちづくり計画に沿った施策の実行実現、そして冒頭に触れましたように、最終的な経費負担者であります市民の利益・福祉水準向上のため、なかんずく真に心の豊かさが実感できる、ぬくもりのある由布市構築のため、費用対効果につながる予算執行を望み、平成21年度由布市一般会計予算に対しての賛成討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報

告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第32号平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 国保で、いろんなことが改善されているんですけども、ただ1点、全く私の言うことに聞き耳立ててない件があります。それは、先ほど財政調整基金のところでありました基金の問題であります。合併直前にそれが1億円ずつ持って3億円の基金をつくらうということで合意して、当時基金のなかった挾間町も一般会計から繰り入れてこっちに、基金に同意したわけです。

ところが、剰余金が出ているにもかかわらず取り壊して2億6,000万円にしてしまうと。そして、その後も剰余金がずっと出ながら全然補充もしないし財政法に定められた、一般会計に繰り戻して引き上げれば別ですけども、基金繰り入れさえしないと。一体何を考えているのかと。少なくとも3億円というのは守るべきじゃないかと。

昨年の質疑の中で、国保の前の課長ですか、3億2,800万円必要だというふうに言われました。そういうことを自分の口から言いながら引き継ぎもされていない。一体何を考えているんだろうかというふうに思うんですけども、再考していただけるようお願いして、反対討論にします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第33号平成21年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第34号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 反対討論を行います。

昨年の出発時ではわずか数名だったんですけど、請願の採択のときには10人近くの方が同意したけれども、反対が多くて請願は国会に届けられませんでした。しかし、国会は、後期高齢者医療制度の廃止を可決、参議院のほうでしたんです。そのことを考えたら、やはり地方からこれの廃止を望む声をきちっと上げると。そしてそれを継続するような特別会計についてはやはり否決をして、そしてその意思を示すということが重要だと思いますので、この後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第35号平成21年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この件に関しては、当由布市議会も抜本改正を求める意見書を国

に届けております。しかし、国はその抜本改正どころか、そのままにしておいて、今回みたいに値上げだけを住民に押しつけてくるというようなことであります。その値上げ、先ほど条例可決されましたけれども、それを反映した予算案にも反対をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第36号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

いわゆる市営の簡易水道であるにもかかわらず、そういう位置づけをやられていないと。要するに1980年ですか、当時私も議員でありましたけれども、挾間町がその簡易水道の設置を条例化しなかったということで、市としてもそういうふうにしてないみたいな話を平気で答弁していましたけれども、そういう瑕疵があったとしても、それは行政側の責任ですから、そこら辺はきちっとするよというのを委員会のほうで指摘したのかどうか、その辺は確認したいと思います。時松簡易水道のことです。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 前日も西郡議員さんから第4回定例会もその話が出ました。今回は、課長いわく、前回と同じで、28年までに前向きでやるということで、本委員会では協議をいたしておりません。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それは執行部と同様、職務怠慢なんです。委員会でそのことがわかっておりながら、28年まで先延ばしするなんてもってのほかですよ。やっぱり直ちにそれを行政としてきちっと把握して、手続上、条例化が必要ならばそれをすぐすると。同時に、適切な今の運営が指定管理者の制度にのっとってやってるんかどうかということをやったりやらないわけですから。そういう今の法律に照らして適切な指導監督を行うように、委員会として指摘すべきだったというふうに思いますけれども、後で反対の討論は別にしませんけれども、反対で表明します。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第37号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 質疑の中で言いましたけれども、運営協議会も開かないで次来年度の事業計画を決めるなんていうのはもってのほかですよ。何のための運営協議会ですか。

と同時に、最初からパンクしているやつにどんどんつぎ込むと。今回も加入負担金を上げていきますけれども、もう考えられないことですよ。正常な稼働はしてないんですよ。だからこういう予算組みじゃなくて、抜本的に直ちに処理場を、3億円ですか、かかるのは。つくって、それで後顧の憂いのないようにゆっくり調査をするというようにしたら私はいいと思うんですけども、そういう固い行政の決意が見られない予算ですので、反対をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第38号平成21年度公共下水道事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 委員長にお尋ねします。

21年度も、4年目にして同じような予算書が出たわけですけども、この方向性等について

市長の弁もあった時期もありましたが、どのようにするのかということ委員会としてただしたのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 担当課が都市・景観でございまして、そのことは委員会でももちろん出ましたが、20年度予算の中で400万円近くでしたが、ちょっと手元にありませんけれども、それに対する報告書を出しておりますが、年度内に出してくれということの願いをしておりますが、もう3月31日までにはどうかなるかもしれないということで、それもはっきりわからないんですが、2年前も100万円以上出してそういう経過の下調べをし、今回そういう金額でまた調査をやってるんですけども、それについては、早期にということ、委員会ではそれ以上のことは別に申ししておりません。

私個人も現場の状況から判断して、早期にお願いしたいとは思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ただいまの質疑と少し関連するところがあります。

市長の方針としては、凍結が打ち出されてその後——これはオフレコだということでしたが、大分市のほうにつなぐ案が出ているということを課長がおっしゃったときに、この話がどこまでどういうふうになるのかということが私は今質疑に立っている理由なんですけれども、その連結がどの程度今回の予算の中に反映されるのかなと思っていましたが、もちろんそれは表明されておりませんし、そういうことに関して委員会がどういったふうに連結するんだったらやるのか方策、ノウハウ、方向性といったものを執行部に対して聞いたのだということをお聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えします。

このことについては、景観課長が突然にそのことを申しまして、私も市長のほうにすぐ目をやったんですけど、これは市長に報告してなかったと思います。我々当委員会にも報告は一切ありませんで、課長単独でこの場で公にしたことで、それにつきましては当委員会でも本人がちゃんとお断りを申して、あのことはなかったことというふうなことで、「なかったことに」と呼ぶ者あり）今回は、それやっていることは事実ですが、言うべきではなかったと。段階ですから、そのことを強く我々も要望し、本人が陳謝をしたところでございます。

それで、予算にも上げてないし、このことは一応、ほんとは言葉を出さんほうがよかったんですけども、あえて言えば進行中ということで右も左も今わからない状態が現実でございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 今の委員長の答弁ですと、話はなかったんだということと理解してよろしいですか。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） これから常に21年度で入られるようですけども、今のところ話は未定ですので、話としてはなかったということにさせていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 一応これは反対したいと思うんですよ。旧挾間町のときから1つ懸案になってきたこの事業を、我々市議になって方向性をつけられなかったということは、議会としても非常にこれは失態であるというふうに思うんです。この予算をまた許して引き延ばし引き延ばしでやるということが果たして由布市にとっていいのかなという危惧もするもので、一応これは、私は反対しておきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 賛成の立場で討論いたします。

基本的には、去年は反対したんですけど、中止するということがあったから。いろんな28通りの方策もいろいろ考えているということで、どういうことを検討しているのかなというのはこっちも興味があるわけです。一日も早い調査結果のあれが欲しいのと同時に、伏線で、オフレコでもなんでも結構です。いろんな方途を探っているということで、それをぜひ実現させて、それを望んでいたのは、はっきり言いますが、サントピア古野とって大きな団地がありますけれども、そこに終末処理場をつくる前にそのことを議会に要請がありましたけれども、一応それはだめだと断った経緯もありますけれども、皆さん望んでいることです。あの周辺住民が。だって医大は皆入っているんですから。そういう点で言えば一日も早くそれが実現して、なおかつあの同尻の地を有効に終末処理場として利用されることをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立21名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第39号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算についてを

議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第40号平成21年度由布市水道事業会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時15分からとします。

午後2時01分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

お諮りいたします。本日、市長から議案3件及び議員発議として発議1件、並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件5件及び会議規則第159条の規定による議員派遣の件についての計6件を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議案3件、発議1件、閉会中の継続審

査・調査申出書及び議員派遣の件についての計6件は、追加日程第1から第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議案第47号

追加日程第2. 議案第48号

追加日程第3. 議案第49号

追加日程第4. 発議第1号

○議長（三重野精二君） まず、追加日程第1、議案第47号から追加日程第3、議案第49号及び追加日程第4、発議第1号を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議案第47号から議案第49号について、市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回、御審議をお願いいたします案件は、条例の一部改正1件、損害賠償の額の決定1件、補正予算1件の合わせて3件でございます。

それでは、提案理由を順次御説明申し上げます。

最初に、議案第47号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、平成18年7月より実施しております一般職の職員給料の削減につきまして、依然として厳しい財政状況を勘案し、職員組合の理解と協力を得て、私の任期中であります本年4月から9月までの6カ月間、引き続いて職員の給料月額5%を減額するものでございます。

次に、議案第48号損害賠償の額の決定について御説明を申し上げます。

本年1月28日、湯布院町の上水道施設であります第1水源地川上ポンプ室で、職員が水道水の滅菌薬品を取り扱い中に誤って原液が施設内に流出し、下流の九州林産株式会社の養魚場へ流入した結果、養殖魚の大量死が発生をいたしました。このため、九州林産株式会社により死魚の処分が行われ、当該費用について賠償するため、由布市水道事業の設置に関する条例第7条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号平成20年度由布市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,693万6,000円を追加し、予算総額を161億6,502万円にお願いするものでございます。内訳といたしましては、保育所運営費である措置費について、3月補正予算要求時の精算見込み額の精査を誤った結果、決算見込みで2,693万

6,000円の不足が生じることが判明いたしましたので、今回計上をいたしました。今後このようなことがないよう職員を指導するとともに、チェック体制を強化してまいります。

また、学校給食センター物品購入金額が確定したことから、市債の減額補正が必要となりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては担当部課長から御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 次に、発議第1号について、23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、議員発議第1号について申し上げます。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成21年3月18日提出、由布市議会議長三重野精二殿、提出者、由布市議会議員山村博司、賛成者、由布市議会議員工藤安雄、同じく後藤憲次、同じく吉村幸治、同じく藤柴厚才、同じく太田正美、以上の議員でございます。

提案理由、協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造し、働くこと、生きることに苦難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし社会に参加する道を開くものであり、その実現のために協同労働の協同組合法の制定を求めるためのものでございます。

次のページをお開きください。意見書の内容については、協同組合協同労働は、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の1つとして大変注目を集めています。現在、この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体としての入札、契約ができないことや社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。また、雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体ですが、だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会のつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし社会に参加する道を開くものであります。

国においても社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先につきましては、衆議院議長江田五月殿、参議院議長河野洋平殿、内閣総理大臣麻生太郎殿、厚生労働大臣舛添要一殿、総務大臣鳩山邦夫殿、経済産業大臣二階俊博殿。以上であります。

何とぞ議員皆さんの御賛同よろしくお願いいたします。（「参議院議長と、参議院議長の名前が違う」と呼ぶ者あり）（「ほんとか」と呼ぶ者あり）（笑声）（「訂正を」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ちょっと、山村委員長、その場で今間違っただけのもの、訂正だけお願いします。

○議員（23番 山村 博司君） 訂正します。「参議院議長江田五月殿」、いいですかね。（「衆議院」と呼ぶ者あり）「衆議院議長河野洋平殿」、大変失礼しました。

○議長（三重野精二君） 次に、議案47号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは総務課長です。議案第47号につきまして詳細説明を行います。

由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

由布市職員の給与の特例に関する条例、平成18年条例第47号の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年3月18日提出、由布市長。

提案理由といたしましては、厳しい現下の財政事情にかんがみ、引き続き職員の給料の減額を行うためでございます。

裏面をお願いいたします。次のページの新旧対照表でございますが、現行では平成21年3月31日までで5%カットが終了いたします。4月1日から改正案といたしまして、4月から本年9月30日までの間継続を実施するという事で、100分の5を減収といったことでお願いをいたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、議案48号について。水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第48号損害賠償の額の決定についてを説明いたします。

滅菌用塩素流出事故による損害賠償の額の決定について、由布市水道事業の設置に関する条例平成17年条例第203号第7条の規定により、議会の議決を求めるということでございます。相手方といたしまして、由布市湯布院町中川〇〇〇番地〇、九州林産株式会社湯布院事務所所長加賀英昭さん、損害賠償額132万9,993円、平成21年3月18日提出、由布市長ということでございます。

提案理由といたしまして、湯布院町の上水道施設において、滅菌用塩素が施設外へ流出し、九州林産株式会社が養殖中の魚を大量死させ損害を被らせたためということでございますが、九州林産株式会社とこれまでに損害賠償の協議を行ってまいりましたが、損害賠償の額が決まりました、設置条例の第7条で、議会の議決を要する負担つきの寄附の受領等により、損害賠償の額の決定で、当該決定額が30万円以上のものは議会の議決を求めるということになっておりますの

で、お願いするものでございます。

大変皆様には御迷惑をおかけしましたが、現在再発防止といたしまして、作業ホースは絶対に薬品をつかないように作業することと、施設外へ薬品が流出しないよう薬品タンク回りをコンクリート防護壁の設置と、施設内排水先の配管変更を実施をしました。ともに緊急時の連絡体制の徹底を図るようということで、今努めているところでございます。

また、薬品タンクにつきましては、水源地より川上配水池への移設も今検討しているところでございます。

御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 次に、議案第49号について。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、私のほうから議案第49号平成20年度由布市一般会計補正予算（第7号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,693万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億6,502万円と定める。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それから、地方債の補正ということで第2条に、地方債の変更は第2表地方債の補正によるということで、平成21年3月18日提出、由布市長。

それでは、早速中身を説明させていただきます。3ページをお開き願いたいと思います。3ページが第2表の地方債の補正ということで、今回は変更ということでございます。

起債の目的でございますが、教育施設整備事業債、この分が今回変更をお願いするものでございます。これは内容としましては、給食センター建設事業にかかわる分の変更でございます。

この事業につきましては、御承知のように継続費を設定しております。20年度の年割額の最後の業務ということで、給食センターの物品購入の入札が2月に実施されたことですが、提示繰り越し額の関係もありまして、この状況を見極める必要があったということで、今議会一番最初に補正予算第5号に上程しました分には間に合いませんので、今回7号で補正をお願いするものです。補正前の限度額でございますが、4億940万円、これから1,770万円を減額いたしまして、補正後の限度額を3億9,170万円とするものでございます。

次に、事項別の明細書の説明に移りますが、歳出のほう説明したほうがわかりやすいと思いますので、7ページをお願いします。

7ページが歳出ということで、3款の民生費2項の児童福祉費2目の児童措置費ということで、節が扶助費でございますが、今回説明欄にございますけど、保育所の運営費ということで2,693万6,000円増額の補正をお願いしております。これにつきましては先ほど市長から

提案理由もございましたように、今年度の保育所の運営費、これの総額を見込みを誤ったということで、不足が生じることになりまして今回増額の補正をお願いするものでございます。

それから、次の10款の教育費5項の学校給食費2目の給食センター建設費、これは補正予算につきましては増減ございませんが、その財源内訳にございますように地方債を1,770万円減額して一般財源が1,770万円ということで、財源更正を行うものでございます。

それでは歳入に戻りまして、6ページですかね。歳入につきましては15款の国庫支出金1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金、この中で補正額が1,294万6,000円の増額となっております。これ、さっき歳出のほうで説明をしましたが、保育所の運営費が2,693万6,000円増ということですので、本来ですと国庫負担金につきましては、この率が国庫の場合は2分の1、それから県負担金が4分の1ということになっておりますので、この分だけ2,693万6,000円の分に対して2分の1、もしくは4分の1増額となるわけですが、先ほど別途に資料を差し上げましたように、由布市の場合、保育料の軽減をしております関係から、必ずしも2分の1、4分の1という金額にはなっておりません。若干少なくなっております。その分だけ一般財源のほうを持ち出しが多くなっているということでございます。

それから、19款の繰入金につきましては、今回2,521万7,000円の増額ということで。これの内訳につきましては、保育料の一般財源分が751万7,000円と市債の財源更正分1,770万円、これで合計2,521万7,000円となっております。

それから、22款の市債につきましては、先ほど申し上げましたように給食センターの建設事業債ということで、合併特例債でございますが1,770万円の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、議案3件及び発議1件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これより全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

これより、審議に入ります。

まず、追加日程第1議案第47号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 市長の提案理由の口述のほうで、自分の任期にあわせたということなんですが、任期は10月29日ですよ。それで、9月30日がどういうふうにして出てきたのか、そこ辺の齟齬の関係をちょっと教えていただきたいんですが。ま、担当課でもいいです。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。8番議員さんにお答えをいたします。

任期といいますのは、今おっしゃられるとおりでございますが、一応任期いっぱいといいますか、一応9月までということにいたしておりますので、任期は10月までありますが、それまでも——どういうんですか——一応まあ、そういうことで任期ということですね。（笑声）お願いしたいというふうに思っております。（「そういうことですね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（三重野精二君） 5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） お疲れです。5番です。大変提案理由が厳しい財政事情ということで理解もできます。

まず、現在市長三役含めて、市長は任期までという形で10%削減しております。職員の皆さんは3月までということが、振り返ってみますと18年の6月に職員みずから県内旅費の返上、それから県外旅費、日当の日帰り分の返上、それから7月、18年の7月からこの5%カットという中で、それぞれ職員の皆さんの浄財と、私は思ってます。それはそれで厳しい財政事情で、また中期財政計画含めて厳しい危機を乗り切ろうと、そういう意志の中で皆さんがみずから決定したと思ってます。

しかしながら、この間、この浄財がどのように使われてきたのか、また、どういうものにね、やはり市民、当然市民サービス向上や、やはりそういう願いに使われたと思いますけれども、こういう部分につきましては、私はきちっとした明確な使い方というのが望まれていると思いますし、全国的に見ましてもそういう部分がございます。

したがいまして、こういう、私は反対ではございませんが、こういうものをきちっと削減していくならば、そのものをどういう形で使っていくのか、また、どういうものに使いますよという方針をやはり出すべきであろうと思いますし、それがそういう気持ちを出してくれた皆さんのわかりやすい気持ちが出やすいと思ってますから、寄附だって、特別寄附を含めて、そういう部分できちっとした使い使途を決めてるわけでありますから、その点はね、ちょっとお聞きしないと、ちょっと納得できない、そう思ってますので、返答をお願いします。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 確かに議員の御指摘のように財政状況が大変厳しい中で5%カットするということでございますので、その分の使途についても明確にするということは正しいんだらうというように思っておりますが、なかなかその部分はどれに使うんだということは、お示しをすることが非常に難しいというのが現状であります。基金に積立をするということも一つの方法でありましょうし、あるいは市民の福祉健康のためにそれを充当したんだということも必要でありましょうし、やはり現状の財政の状況の中で、それを回避するためにその財源を使っている

ということしかお答えができないのかなというように思っております。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 答弁は求めません。しかしながら、こういう議案をきちっと出していくときに議論をやはりしておかないと、今総務部長答弁されたようで、なかなかそれは使途も含めて出しにくい部分を私も承知しておりますけれども、こういうことが特別であるということがやはり大事なのでありまして、これをやはり当たり前だという考え方がどうかと思いますし、そういう状況ではないだけに、きちっとした使途というものも条例を制定していく場合には、やはり出すのが私は正しい道だろうと思っておりますので、今後そういう面も含めて十分な課内協議、また市長と皆さんと協議をされて、きちっとした形の市民にわかりやすい、また使い方というのはね、必要だろうと思っておりますので、この点は強く要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議案第48号損害賠償の額の決定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 課長にお聞きをいたします。

九州林産株式会社に薬品の流出によって養殖場のアユが5万匹死滅したという、その補償金の確定が132万9,000円——9,993円ですか——ということですが、当初全員協議会でちょっとこの事故が起こったときに、説明を受けたときに、保険の関係があつて、まだ損害賠償の件については今協議中という話をお聞きしたんですけれども、これは保険の関係というのは、全く対象になってないのか、そしてまた、九州林産株式会社と円満に決定したということですから、円満に解決をしたとは思うわけですが、話に聞くとところによりますと、これを一つの契機に養殖場を廃止をして、もうそこでは養殖をしないということも、ちょっと私聞いたわけでありまして、そこら辺の兼ね合いといいますか、円満解決をほんとにしたのかどう

か、この金額でいいのか、そこら辺をもう1回確認をしたいと、このように思います。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 12番議員さんにお答えをいたします。

保険の件ですが、この損害賠償の額が承認をされますれば示談書を結びまして、その示談書で添付をして保険のほうに提出をすることになります。今は保険の見込みだから、見込みであります。119万9,435円が保険で、それから免責の5万円を引いた114万9,435円が保険から出ろうということで、今見込みであります。そういうことでございます。

円満解決をしたかちゅことなんです。もう九州林産のほうも今の私どもと協議をしたこの金額において、それ以上のこと等は別に要求等はしないということでございます。これが決まれば早々に示談書は結びたいと思っております。と、その他の職種っていうんですか、かわる云々ということにつきましては、私はまだ今聞いておりません。

以上です。

○議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 12番議員とちょっと重なる部分もあるんですけども、この額の決定ですね、3円まで出るというような、その算出基準ですね、この辺がいま一つ不明瞭であるという点がありますので、どうしてこのはしたまが出たのかということ、まず1点再度お聞きしたいということ。

それから、職員の過失であるということ、市長が認めたわけですけども、その話の中で、職員の厳重なる処分をするという御発言を聞いたんですが、監督責任としてですね、市長、副市長のですね、この辺の責任はどう考えておるのかということが2点目。

それから、この支出を保険から下りるといことなんですけれども、またこの補正を組んで、この議会中3回も補正が出て、非常に見苦しい議案の提案方法になっておるんですが、また補正を出すんですか。その点を含めて3点お願いします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） きょうの全員協議会でもお話したとおりでありまして、私も監督者として責任も感じております。過失を犯した職員ともども考えてまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。20番議員にお答えをいたします。

額の決定の端数なんです。仕入れ及び売るときにそれぞれに、消費税がついております。その消費税を積み上げたときに、この端数がつくようになりました。

補正につきましては、今前回の補正で総係費のほうに補償費の節がございませんでしたので、補償費の節を設けらしていただきました。これにつきまして支払い等、今後ですが、予備費から

その補償費のほうへ充用をして支払いをしたいと思います。受け入れにつきましては雑入で受け入れをしたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） ということは、一般会計じゃなくて水道会計の中から出すということなんですね。

○水道課長（目野 直文君） そうです。

○議員（20番 吉村 幸治君） それと水道会計の補正予算をまた、この議決をいただいた後に提出するんですか。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道会計の中から出します。

今申しましたように、この金額を御承認いただければ、予備費からの充用と雑入への歳入の対応ということになります。

○議員（20番 吉村 幸治君） 決算報告だけよね。

○水道課長（目野 直文君） そうです。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、議案第49号平成20年度由布市一般会計補正予算（第7号）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、発議第1号協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（三重野精二君） 次に、追加日程第5、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

追加日程第6. 議員派遣の件について

○議長（三重野精二君） 次に、追加日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成21年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る2月26日に開会されました定例会も、本日をもって閉会となります。議員各位には長期間にわたり議案等を精力的に、また慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

今議会において御提案申し上げました報告、承認、議案につきましては、第7号、第8号議案を除きまして、それぞれ承認、御可決をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

さて、寒さも和らぎまして、春が到来をしているわけですが、ことしは桜の開花も例年になく早めのようにございます。この3月末も、また由布市におきまして多くの部課長が定年退職をいたしますが、また4月には新進気鋭の職員も採用いたしているところでございます。平成21年度に向けて、私ども確実なスタートを切ってまいりたいと考えております。

世界的に金融危機が続く中、景気後退が一段と深刻になっておりまして、我が国における景気や雇用情勢等非常に厳しいものとなっております。国における各種対策について注視しながら、これからも対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、内外ともに大変厳しいときでございます。施政方針で申し上げましたように、その施策を全職員一丸となって進めてまいる決意でございます。

新年度におきましても、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、皆様におかれましては健康に十分御留意なされまして、議員活動にお励みいただきたいと思います。

終わりにになりましたが、今議会、大変お疲れでございました。ありがとうございました。心からお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る2月26日より本日までの今議会は、国の予算関係等の審議経過を踏まえての議会運営であっただけに、日程調整、さらには長期にわたっての議会審議に、議員各位に感謝を申し上げます。

いよいよ20年度も残すところ10日余りとなりました。とりわけ今議会で早期に可決しました20年度事業の完全実施、さらに定額給付金や景気対策の地域活性化生活対策事業などは、1日も早く市民や関係者にその効果があらわれるように、早急かつ緊急に対応をお願いする所存であります。

また、議長として、執行部に対して審議に当たり、修正、変更、差しかえなど多かつたことは、

まことに遺憾であり、チェック機能の充実と、議案、提案などの重要性を改めて認識をしていただきますようお願いをします。

なお、審議の中での多くの意見につきましては、真摯にかつ敏速な対応をよろしくお願い申し上げます。

議員各位には21年度がスタートいたしますが、何かと御多忙のことと思いますが、健康に十分御留意の上、ますますの議員活動にお励みいただきますように念じ、今議会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

これにて、平成21年第1回由布市議会定例会を閉会します。

午後3時00分閉会

○議長（三重野精二君） ここで、今年度いっぱい退職をされます執行部の本日議場に出席の職員に一言ずつ退職のごあいさつをいただきます。

進行、議会事務局長にさせます。

○議会事務局長（野上 安一君） では、私のほうから順不同でお願いしたいと思います。最初に大久保総務部長、高田教育次長、後藤挾間振興局長、荻産業建設部長、立川福祉事務所長、川野庄内振興局長、甲斐農業委員会事務局長。

以上の順でお願いを、1人ずつ、数分間、数秒間でもいいんですが（笑声）お願いいたします。

○総務部長（大久保眞一君） 今月末をもちまして、41年間の公務員生活を終えることになりました。

これまでいろんなことがありましたが、私にとりましてやはり、1番の思い出深いことは、やはり3町の合併であったのかなというふうに思っております。合併については、これからいろんな形で検証されるんだろうというふうに思っておりますが、この合併によりまして、多くの方々と新たな出会いがあったということは、私にとりまして、この上ない財産であります。

人生は回顧なりと申しますが、このことを大事にしながら、今後の人生を過ごしていきたいというふうに思っております。

大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○教育次長（高田 英二君） 教育次長の高田でございます。私は昭和50年に、当時の町長から拾われたような形で奉職いたしました。以来、34年と3カ月になりますが、勤めてまいりました。

特に私が思い出すのは、平成になってからですが、いろいろな町の動きの中で、湯布院が発展していったことを思い出します。なおかつ、この由布市になってから、合併という形になるとは

思いませんでしたけど、合併に至りました。でも、私としては精いっぱい湯布院のため、由布市のために努めてきたつもりでございます。

これからも皆さん方の御活躍を祈ります。どうもありがとうございました。（拍手）

○**挾間振興局長（後藤 巧君）** 挾間振興局長です。私は昭和45年に挾間町役場に奉職しまして、38年と半年間在籍をいたしました。この議場を、きょう去るわけなんですけど、三重野議長の閉会宣言をしましたのが肩の荷がふっと下りたような感じがします。

この議場も私12年、出席をさせていただきました。非常に思い出のある議場でございます。由布市になっても改築担当をやっておりましたし、本当にこの議場を去っていくのが何か心残りの点もいろいろあります。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○**産業建設部長（荻 孝良君）** 産業建設部長の荻でございます。私も総務部長と同じように41年間の公務員生活でございました。その中で特に思い出深いのは、昭和50年4月21日の大分県中部地震、それからずっと現業職でやってきました。

その中で、去年は始めて災害のない年を迎えて、災害のないまま退職ができるということについて非常に感慨深いものを持っております。また、きのう大きな災害があったわけですが、私どもの自治区もきのう総会がございまして、4月1日からの自治委員を拝命いたしております。

大変長いこと、いろいろありがとうございました。（拍手）

○**健康福祉事務所長（立川 照夫君）** 健康福祉事務所の立川でございます。議員の皆様とのやり取り、大変思い出深いものがあります。

大変ありがとうございました。（拍手）

○**庄内振興局長（川野 雄二君）** 庄内振興局長の川野です。1年早いのですが、退職させていただくことになりました。

皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○**農業委員会事務局長（甲斐 裕一君）** 農業委員会事務局長の甲斐でございます。私、40年でございますけど、実際のところ39年と9カ月、頑張っただけです。この間、私は大分郡、一枚岩という時代に住まさせていただきました。本当に議員さん方、それから職員の間、まだほんとに一丸となって大分郡を支えてきたと思っております。

その中で、野津原がああいうふうになりましたけど、17年の10月に3町が合併いたしました。その中で私は、ずっと思ってきたことは、地域で青少年の健全育成、これをひとつ自分の胸に刻んで仕事をしてまいったつもりでございます。

その中で、私も20数年間、子どもたちとつきあってきましたけど、その地域を担うのはやはり子どもだと思っております。子どもの育て方一つで、その地域が変わると思っております。こ

れからも一市民になりますけど、そういうことを心がけながら頑張っていきたいなと思っております。

どこかでお会いしましたら、声をかけていただければ幸いに思います。

いろいろ、長い間、ありがとうございました。（拍手）（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）（拍手）

○**議会事務局長（野上 安一君）** あと公務で太田湯布院振興局長がちょっと火災の公務のほうで来ておりません。

以上、部長と庄内庁舎の部課長の皆さんの御紹介でございました。

以上で終わります。

○**議長（三重野精二君）** 議員の皆さん、ちょっと全協室へお集まりをいただきたいと思います。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員